

「健診結果の共同利用」に関する取り扱いについて

平成 23 年 4 月から、健康保険組合（以下、「組合」という）が実施する健康診査の結果を事業主と組合が共同利用することに伴い、その取扱いを以下のとおりといたします。

1. 具体的な取り扱い

- (1) 組合が実施する健診を事業主が労働安全衛生法に基づく法定健診に代えて被保険者に受診させる場合は、『健康保険組合が実施する健診結果の共同利用に関する契約書』を締結していただきます。
- (2) 同契約書を締結した事業主から、被保険者の健診結果表の提供依頼書の提出があったときに、組合は速やかに事業主に健診結果を提供いたします
ただし、被保険者の同意書は不要です。
※個人情報の保護に関する法律第 23 条第 5 項第 3 号
- (3) 組合は、事業主に「健診結果表」を提供する際、被保険者 1 人につき 3,000 円の「法定健診受託料納付書」を同封いたします。
- (4) 事業主には、この法定健診受託料を納付期限内に納付していただきます。

2. 共同利用するもの

(1) 個人データ

組合が実施する生活習慣病予防健診「健康診査項目」
(別表)

(2) 利用する者の範囲

同契約書を締結する事業所に雇用される被保険者

(3) 利用目的

高齢者の医療の確保に関する法律・健康保険法・労働安全衛生法等、被保険者の健康の保持増進に資するデータとしての共同利用

(特定健康診査・特定保健指導、健康診査二次検査、産業医の健康管理)

(4) 個人データの管理責任者の名称

- ・ 東京都報道事業健康保険組合
- ・ 同契約書を締結する事業所

【参考】生活習慣病予防健康診査等利用規程

(費用の負担)

第 8 条 原則として、被保険者、被扶養者の健診に係る費用は組合が負担する。

2 事業主が労働安全衛生法に基づく法定健診に代えて被保険者を受診させる場合、事業主と組合は「法定健診の利用に関する委託契約書」を締結し、事業主は法定健診相当の費用を負担するものとする。

3 前項に定める費用は 3,000 円とする。

4 組合は前項に係る費用について、納付書に健診結果を添付して請求するものとする。

(健診結果の共同利用)

第 9 条 健診結果については、被保険者の健康管理等に資することを目的として事業主並びに組合の共同利用とする。

2 事業主は、個人情報保護(健診結果)の適正な取扱いを定めた委託契約の目的である共同利用の趣旨に反する行為を行ってはならない。

健康診査項目 (別表)

検査分類	検査項目
1. 問診	(1) 診察 (聴打診)
2. 身体測定	(1) 身長 (2) 体重 (3) BMI 指数 (4) 標準体重 (5) 腹囲
3. 視力	(1) 視力
4. 血圧	(1) 最高/最低 (2回中低い方)
5. 聴力	(1) 左右オーディオメーター
6. 糖代謝	(1) 尿糖 (定性)
7. 腎尿路系	(1) 尿蛋白 (定性) (2) 尿潜血反応
8. 糖代謝	(1) 空腹時血糖
9. 腎尿路系	(1) クレアチニン
10. 脂質代謝	(1) HDL (善玉) コレステロール (2) LDL (悪玉) コレステロール (3) 中性脂肪
11. 肝機能	(1) AST (GOT) (2) ALT (GPT) (3) γ-GTP (4) ALP
12. 尿酸	(1) 尿酸
13. 糖代謝	(1) HbA1c
14. 血球検査	(1) 赤血球数 (2) ヘマトクリット (3) ヘモグロビン (4) MCV (5) MCH (6) MCHC (7) 白血球数 (8) 血小板数
15. 前立腺検査 ▲	(1) PSA 【男性】
16. 呼吸器系	(1) 胸部X線
17. 消化器系	(1) 胃部X線
18. 消化器系 ▲	(1) 胃部内視鏡
19. 便潜血反応	(1) 便潜血反応 (免疫2回法)
20. 心電図	(1) 安静時
21. 子宮検診検査 ▲	(1) 医師採取 (2) 自己採取【女性】
22. 子宮経膣超音波 ▲	(1) 子宮経膣超音波
23. 乳房診検査 ▲	(1) 超音波診断法 (2) マンモグラフィ
24. ビロリ菌検査 ▲	(1) 血中抗体検査法

基本35項目 (▲はオプション検査)